

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月13日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙に係る投票所設営業務委託(第11,14,20,23投票所)

2 履行(納品)場所

太田小学校家庭科室(第11投票所)、共進中学校図書室(第14投票所)、
大岡小学校図書室(第20投票所)南小学校図書室(第23投票所)

3 契約日

令和8年2月2日

4 履行日又は履行期間

契約決定日から令和8年2月8日まで

5 契約金額

¥1,347,852.- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥122,532.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市中区常盤町2-19
株式会社 旭広告社
代表取締役 中谷 忠宏

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第51回衆議院議員総選挙は、突発的な解散により1月28日公示、2月8日選挙執行と決定しました。本案件は南区内4箇所の施設において投票所として使用するため、施設内の物件の移動、養生シート敷設及び掲示物の目隠し等を行う規模の大きな委託業務です。そのため、事前に人材の確保や部材の調達が必要でした。即時的に契約を行わなければ、他自治体や他区と設営業務委託を行うことができる業者の取り合いとなってしまう、必要な業務が履行できず、選挙の適正執行に重大な支障が生じる可能性があります。また、直近の選挙等において南区との契約実績がある複数業者に本案件を打診したところ、当該業者しか履行が可能な業者はいなかったため、随意契約としま

した。

8 契約の相手方の選定理由

本市有資格者名簿で種目「イベント企画運営等」を登録している業者で直近の第 27 回参議院議員通常選挙でも、南区との契約実績があり、確実な履行能力が確認されているほか、緊急的な対応も可能な業者であるため、当該業者を選定しました。

9 所管課

南区総務部総務課